○建設工事等の競争入札事務取扱要綱

昭和 58 年 3 月 7 日告示第 8 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、町が行う建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札の事務の取扱いについて、太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「建設工事等」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第１項に規定する土木建築に関する工事、調査設計委託業務及物件購入等競争入札に付するすべての業務をいう。

（指名業者の選定）

第３条　指名競争入札における指名業者の選定にあたっては、太子町財務規則第 128 条の規定のほか、公正かつ経済性の原則並びに競争の本旨に基づき、次に掲げる事項を総合的に勘案して適正な指名をするものとする。

⑴　許可の業種及びその実績

⑵　建設工事等の成績、事務手続、指名及び落札回数の状況

⑶　不誠実な行為の有無

⑷　経営内容及び社会的信用の状況

⑸　手持建設工事等の状況

⑹　当該建設工事等に対する技術的適否

⑺　営業に関する努力及びその誠実さの有無

⑻　その他前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　指名業者の数は、当該建設工事等の規模等を考慮して 3 人以上 20 人以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

３　指名業者の選定は、太子町指名業者選定委員会設置要綱（昭和 51 年要綱第 1 号）に定める太子町指名選定委員会が行う。

（競争入札の執行の委任）

第４条　競争入札において建設工事等の設計金額または市場価格が 1,000 万円以下のものについては、町長に代わって契約担当課長が執行することができる。ただし、町長がその必要を認めないときはこの限りではない。

２　前項の規定による場合は、太子町財務規則第 7 章契約に定める条項中「契約担当者」とあるのを「契約担当課長」と組み替えて準用する。

（再度入札）

第５条　初度入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札に付することができる。この場合、再度入札に付することができる回数は 1 回とし、なお落札者がいないときは、原則として入札を打ち切るものとする。

（再入札）

第６条　一般競争入札に付して落札者がいないとき、再び競争入札に付する場合は、指名競争入札によりこれを行うことができる。

２　指名競争入札に付して落札者がないとき、再び指名競争入札に付する場合、前入札参加業者はこれを指名しないものとする。ただし、町長が特段の事由があると認めたときは、この限りではない。

（落札者がない場合の随意契約）

第７条　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約は、原則として行わないものとする。ただし、町長が必要があると認めたときはこの限りではない。

（入札参加者名及び入札結果の公表）

第８条　競争入札における入札参加者名及び入札結果は、予定価格がおおむね 250 万円以上の建設工事等について公表する。250 万円未満のものについても請求があれば、公表するものとする。

（公表の期間）

第９条　入札参加者名及び入札結果の公表は、入札執行日から当該年度末までとする。ただし、契約締結日の翌日から起算して一年間が経過する日までに請求があれば、これを一般の閲覧に供するものとする。

（公表の方法）

第 10 条　前 2 条による公表の方法は、契約担当課において閲覧に供する方法によるほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法とする。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、競争入札に関する必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 14 年 8 月 26 日から施行する。

前　文（抄）

令和 5 年 12 月 20 日から施行する。

前　文（抄）

令和 6 年 12 月 16 日から施行する。